記者発表 (資料配付)						
月/日	担当課	TEL	発表者名	その他		
(曜日)	係 名	(ダイヤルイン)	(担当班長名)	配布先		
9 / 28	総合農政課	078-362-9193	総合農政課長 杉本 英久			
(木)	農林水産政策班	(3950)	(農林水産政策班長 井上 智晴)			

農林水産政策審議会(第5回総会)の開催について

令和3年3月に策定した、都市近郊の立地を活かした農林水産業の基幹産業化と五国の 持続的発展をめざす「ひょうご農林水産ビジョン2030」の実現に向けて、本県の農林水産 業を取り巻く情勢の変化も踏まえながら、施策を推進する必要があります。

そこで、令和3年11月22日に農林水産政策審議会に諮問を行い、ポストコロナ社会への対応や国のカーボンニュートラルをめざした取組の拡大など社会情勢の大転換期における施策の展開方向について調査審議を進めてきました。

今回の第5回総会では、答申案の作成のため設置された企画部会の審議内容の報告及び 意見交換を行い、答申案の取りまとめを下記により実施します。

なお、今期の答申案の作成に係る審議会は、今回の第5回総会が最終となる予定です。

記

1 農林水産政策審議会の構成員

学識経験者、農林水産業・食品関連産業団体代表者等 31名

2 第5回総会

- (1) 日時 令和5年10月5日(木) 13:00~15:00
- (2) 場所 兵庫県民会館 11 階パルテホール (〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3 TEL: 078-321-2131)
- (3) 議題 企画部会での審議内容の報告及び意見交換 答申案の取りまとめ

3 会議の公開

本案の審議は、公開される予定です(傍聴席、記者席を設けています)。

4 傍聴手続き(詳細は、「農林水産政策審議会の傍聴について」をご確認ください)

報道関係者を除き、傍聴を希望される方は、参加者氏名、連絡先を<u>10月4日(水)の</u>17時までに下記事務局まで電話、FAX、E-mailにより、提出してください。なお、傍聴できる定員は、会場の都合上先着5名までとします。

また、写真撮影等を希望される方は、報道関係者を含め、別紙「写真撮影等許可願(様式第1号)」を事前に提出してください。

【事 務 局】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県農林水産部総合農政課 (農林水産政策班)

TEL:078-362-9193 / FAX:078-362-4458 E-mail:sougounousei@pref.hyogo.lg.jp

農林水産政策審議会の傍聴について

- 1 報道関係者を除き、農林水産政策審議会総会および企画部会(以下、「総会等」という。)の傍聴を希望する方は、総会等が開催される前日(前日が閉庁日の場合は、直近の開庁日)の17時までに、参加者氏名および連絡先を事務局まで電話、FAX、E-mailによりご連絡下さい。
- 2 以下の方は、傍聴席に入ることができません。
 - (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 3 傍聴する際は、次のことを守ってください。
 - (1) 総会等における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
 - (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと
 - (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと
 - (4) みだりに傍聴席を離れないこと
 - (5) その他総会等の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと
 - (6) 事務局員の指示に従うこと
- 4 傍聴人(報道関係者を含む)による写真、ビデオ等の撮影又は録音等はできません。ただし、事前に写真撮影等許可願(様式第1号)により総会においては会長、部会においては部会長(以下、「会長等」という。)の許可を得た場合は、この限りではありません。
- 5 傍聴人は、以下に掲げる場合には、速やかに退場して頂きますのでご理解 ください。
 - (1) 会長等が、審議会の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき
 - (2) 傍聴人が、上記の規定に違反するなど、会長等が退場を命じたとき

(様式第1号)

写真撮影等許可願							
撮影等年月日							
撮影等の目的							
撮影者等の 氏名・住所							
フラッシュ 使用等の有無		有•	無				
備考							
上記のとおりご許可願います。							
年 月	日						
農林水産政策審議会会長(部会長)様							
		申込者	住所				
			氏名				